

令和2年8月31日
福祉労働部保護・援護課

第2期「福岡県子どもの貧困対策推進計画」の骨子（案）について

1. 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく都道府県計画

2. 計画の策定について

- 都道府県における子どもの貧困対策計画の策定にあたっては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案することとされている。
- 県では、「すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適正に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。」を基本目標として、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の4つの柱を中心に、貧困の連鎖を断ち切るため、きめ細かく、かつ切れ目なく各種施策を実施するための計画を策定していく。

3. 次期計画の期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

4. 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適正に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

5. 重点方針

- ①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ②支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組の支援
- ④行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援

6. 施策体系（案）

別紙のとおり

7. 指標

国の「子供の貧困対策に関する大綱」で示された39指標のうち、県数値が把握できる20指標

※県数値が把握できない19指標については参考指標として掲載

8. スケジュール

9月：有識者会議（福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子どもの貧困対策の推進に関する部会）における審議

10月：県議会（子育て支援・人財育成調査特別委員会）に骨子を報告

1月：有識者会議及び県議会に計画（案）を報告

2月：パブリックコメントの実施

3月：策定、公表